

議第1号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和元年10月10日

提出者 全議員

徳島県議会議長 喜多宏思 殿

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、道路や情報通信基盤といった生活環境の整備、産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、徳島県内においては数々の努力を重ねているものの、人口減少に歯止めがかからず、多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、地域医療や地域交通・地域コミュニティの維持困難、農林水産業等の基幹産業の衰退に加え、度重なる豪雨災害や南海トラフ巨大地震への恐れなど、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさととの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。特に、近年は若年層を中心とした田園回帰志向の高まりから、多様なライフスタイル提供の場としての役割も大きい。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって長年にわたり支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであり、人口減少局面に突入した我が国の持続可能な国土形成を図るため、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
国 土 交 通 大 臣
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員